

Contemporary India Forum

Quarterly Review

現代インド・フォーラム

No. 45

2020年 春季号

<https://www.japan-india.com/>

特集 インドのヒンドゥー・ムスリム問題

ヒンドゥー・ナショナリズムの深化とムスリム社会
—トリプル・タラーク禁止法と市民権改正法の意図と影響
Hindu Nationalistic Laws and Muslims: Intention and Effect of the Muslim Women
(Protection of Rights on Marriage) Act and the Citizenship (Amendment) Act

志賀美和子 (専修大学文学部教授)

Miwako SHIGA (Professor, Senshu University)

文学作品から見る前近代のヒンドゥー・ムスリム関係

Hindu-Muslim Relationships in the Premodern India through Literature

二宮文子 (青山学院大学文学部史学科准教授)

Ayako NINOMIYA (Associate Professor, Faculty of Letters, Aoyama Gakuin University)



公益財団法人 日印協会

The Japan-India Association



※ 本誌掲載の論文・記事の著作権は、公益財団法人日印協会が所有します。

※ 無断転載は禁止します。(引用の際は、必ず出所を明記してください)

※ 人名・地名等の固有名詞は、原則として執筆者の意向を尊重していません。

※ 政党名等の日本語訳は、筆者が使用しているものをそのまま掲載しています。

※ 各論文は、執筆者個人の見解であり、文責は執筆者にあります。

※ ご意見・ご感想は、公益財団法人 日印協会宛にメールでお送り下さい。

E-mail: partner@japan-india.com

件名「現代インド・フォーラムについて」と、明記願います。

現代インド・フォーラム 第45号 2020年 春季号 2020年4月1日発行

発行人 兼 編集人 平林 博

編集協力 現代インド研究センター

発行所 公益財団法人 日印協会

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 2-1-14

TEL: 03(5640)7604 FAX: 03(5640)1576

ヒンドゥー・ナショナリズムの深化とムスリム社会
—トリプル・タラーク禁止法と市民権改正法の意図と影響
Hindu Nationalistic Laws and Muslims: Intention and Effect of
the Muslim Women (Protection of Rights on Marriage) Act and
the Citizenship (Amendment) Act

専修大学文学部教授

Professor, Senshu University

志賀美和子

Miwako SHIGA

***Abstract:** The two acts introduced by the Bharatiya Janata Party Government in 2019, the Muslim Women (Protection of Rights on Marriage) Act and the Citizenship (Amendment) Act, have faced fierce criticism. A large number of people oppose these laws, sniffing out something ‘Hindu Nationalistic’ in them. However, we should not judge these acts too hastily. This paper analyses the nature of two laws, including the background of enactment, intention, public reaction and effects of their enforcement. The Muslim Women (Protection of Rights on Marriage) Act declares Triple Talaq illegal and void, and any Muslim husband who breaches the law shall be punished with imprisonment. The act itself would contribute to empowerment and uplift of Muslim women, securing their human rights. But we cannot categorically deny the possibility of arbitral detention targeting Muslim men caused by its misuse. The Citizenship (Amendment) Act seeks to amend the Citizenship Act of 1955. Non-Muslim immigrants from Afghanistan, Pakistan and Bangladesh will not be considered illegal immigrants if they have entered India on or before December 31, 2014, and will be eligible for Indian citizenship. Enforcement of the law shall cause great confusion, since almost all “refugees” have no document to certify their native place and the date of entry to India. Even Muslim Indian citizens might be deprived of their citizenship, on the grounds of no evidence. We should judge the effects of these acts, monitoring the process of their enforcement.*

はじめに

2019年5月連邦下院選挙の結果、インド人民党（Bharatiya Janata Party、以下、BJP）が単独で過半数の議席を獲得して大勝し、第二次モディ政権が発足した。前回の2014年選挙におけるBJPの勝利は、インド国民会議派（以下、会議派）政権下で閉塞感を抱いた人々の経済発展への期待と強いリーダーシップの希求が背景にあったとされる。BJPの首相候補だったモディもグジャラート州首相時代の経済発展実績をアピールして勝利に貢献した。つまり2014年選挙時にはBJPはヒンドゥー・ナショナリズム的な主張を極力控えたといえる。しかしその後様々なヒンドゥー・ナショナリズム的事象が起これ、それらはBJP政権下で黙認あるいは推進されてきた¹。

それでも2019年選挙では、BJP政権のヒンドゥー・ナショナリスティック側面は主要争点にはならなかった。このことに力を得たのか、第二次モディ内閣は、第一次内閣期よりもヒンドゥー・ナショナリズム色が濃くなっているように見える。2019年8月、ジャンムー・カシミール州に独自憲法を認めていたインド憲法370条を停止する大統領令を出したことはその一例である。

またモディ内閣は、第一次内閣期に積み残した法案を次々と国会に提出している。組閣後間もない6月に所謂トリプル・タラークを禁止する法案を提出し、7月に可決にこぎつけた。12月には、不法移民のうちムスリム以外に限定してインド市民権獲得の途を拓く市民権（改正）法を成立させた。ただしこれらの法律は、ヒンドゥー・ナショナリズムの目的を前面に押し出すような単純なものではない。BJP政権が提出・成立させた法律であるだけにそのような先入観で判断されがちであるが、BJPの趣旨説明、内容、施行の実態を総体的に検証する必要がある。そこで本稿は、トリプル・タラーク禁止法と市民権（改正）法について分析しその評価を試みたい。

I. トリプル・タラーク禁止法と統一民法

1. 宗教別家族法の起源

トリプル・タラークとはムスリムの間に見られる離婚慣習で、夫が「離婚する（タラーク）」と3回唱えたと妻の同意がなくても離婚が成立する。これを禁じる法律がインドにはないため、多くのムスリム女性がこの一方的かつ男性優位な慣習に苦しめられてきた。インドにおいては、婚姻・離婚・相続など家族に関わる事項を規定する家族法は宗教別に存在する。例えばヒンドゥー教徒にはヒンドゥー家族法と総称される法律群（ヒンドゥー婚姻法、ヒンドゥー相続法など）が

ある。ムスリムには中央立法府の制定法はなく、シャリーアと諸法学派によるその解釈にもとづいて裁判所が下した判決を蓄積した判例法が適用されている。

インドの家族法が宗教別になった遠因はイギリス植民地期に求められる。1772年ベンガルにおいて、結婚や相続などに関する訴訟ではムスリムにはコーランの法を、ヒンドゥーにはシャーストラの法（『マヌ法典』などの古典類とその注釈書群）を適用するという規則が制定された。この方針はボンベイやマドラスなど他の行政区でも採用された。

19世紀以降、サティー（寡婦殉死）や寡婦再婚禁止などの慣習を改革しようとする動きが生まれ、サティー禁止法、寡婦再婚奨励法、幼児婚抑制諸法など、ヒンドゥー家族法についてはある程度改革が進んだ。これとは対照的に、ムスリムに適用される法の改革はほとんど行われなかった。1937年にムスリム家族法（シャリーア）適用法により在地慣習法の排除が試みられたことが唯一の改革例であった。

2. 宗教集団の文化的権利保護と宗教別家族法の存続

宗教別家族法は、インド独立に際して問題視されつつも継続された。なおインド憲法は、信教の自由を保障しつつも、国家統一促進と社会改革推進のために「国は公民のためにインドの全領土にわたる統一的な民法典を保障するよう努めなければならない」と規定する。しかしこの条文は、統一民法の制定を将来の目標とするにとどまった。パキスタンが分離独立しインドに残されたムスリムの間で不安感が高まっていたことが考慮され、宗教別家族法を暫定的に維持することで宗教マイノリティの文化的権利を保障するという国の姿勢を顕示する必要がある、との政治判断が下されたのである。

1948年、ヒンドゥー家族法起草委員会が結成され、インド全土に統一的に適用されるヒンドゥー家族法案を上程した。しかし同法案は、保守的な議員にとっては急進的な改革を伴ったため激しい反対にあい廃案に追い込まれた。そこでヒンドゥー家族法を分野別に法案化し一つずつ成立させていく戦略がとられた。55年制定の婚姻法（多重婚を禁止し一夫一婦制を確立）、56年の相続法（女性の相続権を男性と同等化）、未成年および後見法、養子および扶養法の4法である。これらはジャイナ教、仏教、シク教の信徒にも適用された。

一方、ムスリムの家族法は、独立後も改革が進むことはなかった。その問題性を白日の下に晒したのがシャー・バーノー訴訟である。1973年、ムスリム女性シャー・バーノーが、離婚を宣言した夫に対して扶養費支払を求める訴訟を起こした。彼女は、老年になって一方的に家を追い出されて自活能力がないため、刑事訴訟法126条（自活できない妻および離婚した妻に対する夫の扶養費支払を規定）が適用されるべきだと主張した。対する夫は、イスラーム法が規定する金額を支

払い済みであるから扶養義務はないとした。85年の最高裁判決は、刑事訴訟法は全インド国民に適用される一般法であり宗教別特定法に優位するとし、夫に扶養費支払いを命じた。さらに傍論で、憲法の統一民法制定条文が死文化しているのは遺憾だとした。この意見は、イスラーム法における女性の地位が著しく低いことを問題視したものであった。

ムスリムの一部（ほぼ男性）は、この判決を、宗教マイノリティの文化的権利への侵害であると批判した。ムスリムの権利を守れと主張する彼らがムスリム女性の意見を踏むことはなかった。また当時のラジーヴ・ガンディー会議派政権は、ムスリムの支持を失うことを怖れて、1986年にムスリム女性（離婚に関する諸権利保護）法〔The Muslim Women (Protection of Rights on Divorce) Act〕を成立させた。同法は表題とは裏腹に、ムスリムを刑事訴訟法 126 条適用対象から除外し、離婚された妻の扶養義務を実質的に妻の実家に押し付けた。同法に対して批判の声をあげたのがヒンドゥー・ナショナリストである。彼らはヒンドゥーばかりが改革を強いられて不公平だという不満を抱いており、ムスリムにも改革を強制するには統一民法を制定する必要があると主張してきた。ムスリム社会の後進性を示すものとして彼らが槍玉に挙げ、かつムスリム女性の間でも廃止を求める声が高いのが、トリプル・タラークである。

3. トリプル・タラーク禁止法成立の背景

ここでイスラームにおける離婚観をみてみよう。イスラームでは結婚は社会の基礎をなすものとされ、信徒は未来の良き社会を築く子どもを産み育てる義務がある。したがって基本的に離婚は推奨されない。しかしいかに努力しても夫婦が和合できない場合、コーランは、離婚を決意する前に再考と和解を促しつつも不幸な結婚生活の継続を強制しない。イスラームの法は離婚する権利を夫妻双方に認めるが、妻が離婚を求める場合は細かい要件があるのに対し、夫の場合は特に理由がなくても宣言だけで離婚が成立する。なお、離婚宣言をしても2回までは夫は妻と復縁できるが、3度目の宣言後は復縁できない。これはコーラン第2章229項「女を離縁（してまた復縁できる）のは2回まで（同じ女に3回正式の離婚宣誓をしたらもはや復縁は許されない）」という章句を根拠としている。

しかしイスラーム世界では、このコーランの章句が曲解・悪用され、所謂トリプル・タラークの慣習が生まれた。この「即席離婚」は、現在パキスタンやバングラデシュを含む大半のイスラーム諸国では禁止されているにもかかわらず、インドでは存続してきた。さらには、電話やSkype、メール、WhatsAppを利用した一方的なトリプル・タラークが横行している。持参金^{ドゥッラー}が少ない、子を産めない、女兒しか生まなかったなどの理由で即席離婚されるムスリム女性も後を絶たない。

2017年8月、最高裁は、トリプル・タラークの慣習は違憲との判断を下した。これは2016年2月から争われていた訴訟での判決で、原告の35歳ムスリム女性

シャイラー・バーノーは、夫の離婚宣言の無効化を求めつつ、一方的で突発的で取消ができないトリプル・タラークはムスリム女性の基本的な人権を侵害しており違憲とされるべきだと訴えていた。最高裁はシャイラー・バーノーの主張を全面的に認めた²。さらに少数意見ではあるが、トリプル・タラーク禁止法制定について連邦議会で審議するよう求めた。

BJPはこの最高裁判決を受けて、2017年12月にトリプル・タラーク禁止を目的とする法案を提出した。しかし「ねじれ国会」であった当時、同法案は上院を通過することができず、2018年に提出された法案も廃案となった。2019年連邦下院選挙後の6月に改めて法案が提出され、翌7月ムスリム女性（婚姻に関する諸権利保護）法〔The Muslim Women (Protection of Rights on Marriage) Act〕として成立に至った。

4. トリプル・タラーク禁止法への反応

同法の特徴は、トリプル・タラークを違法かつ無効としたのみならず、3年以下の懲役と罰金が科せられる刑事罪とした点にある。モディ首相は、ツイッターで「旧態依然とした前近代的慣習がついに歴史のゴミ箱へ！ 議会はトリプル・タラークを廃止し、ムスリム女性に対してなされてきた歴史的不正を正した。ジェンダー正義の勝利であり社会の平等が進むだろう」とその意義を強調した。

しかしモディ首相の説明を字義通りに受け取る意見はほとんど見られない。トリプル・タラークの問題性を指摘し廃止を望む声が多数上がっていたにもかかわらず、同法に対しては様々な反対意見が寄せられている。BJP政権下で成立した同法を危険視するムスリムの間では、ムスリムの文化的権利への侵害であるとの批判が見られる。さらにはムスリム男性を恣意的に逮捕してムスリム社会の弱体化を狙っているのではないかと危惧する声もある。シャイラー・バーノーとその支援者たちは、反BJP勢力や一部のムスリムから、「ムスリム家族法を廃止に追い込みたいサフラン政党の権謀術数に嵌っている」との批判に晒されてきた。全インド・ムスリム家族法委員会 All India Muslim Personal Law Board は、彼女たちの行為はイスラームに反するものだとして、訴訟を取り下げるよう脅迫していたという。

最も多い意見は、離婚を民事でなく刑事罰の対象とすることの妥当性を問うものである。トリプル・タラークは違憲とされた以上既に効力を失っているため、わざわざ法律で禁止する必要はなく、ましてや刑事刑を科すのは不当であるとの意見が目立つ。しかしプラサード法相は、2017年の違憲判決後少なくとも574件のトリプル・タラークがあったとして、同法は最高裁判決に執行力を付与するものであると擁護している。

女性の立場から、「同法は婚家という監獄にムスリム女性を閉じ込めるものである」と批判する意見もみられる。シャイラー・バーノー自身、結婚時から高額のカウリーを要求され、夫とその親族から精神的肉体的暴力を受けてきた。彼女は、勝訴したとしても婚家に戻る意思はないと明言し、2人の子どもの親権を取り戻すことを個人的目的としつつも、あくまでも同様の苦境に置かれているムスリム女性と次世代の人権のためにトリプル・タラークの違憲性を争っていると訴えていた。夫が収監されると、婚資（婚姻時に男性から女性に支払われる婚資は妻の個人資産であり、未払いがある場合は離婚宣言前に妻に支払われなければならない）や子の養育費が妻の手に渡らなくなるとの懸念も示されている。

2019年8月1日付ヒンドゥー紙の社説は、既に違憲とされているムスリムの慣習のみを標的にするのではなく、広く一般に妻が一方的に遺棄される問題を扱う超宗派的法律を作って初めて、ジェンダー平等に向けての一里塚と言えるのではないかとしている。なお、超宗教的法律という用語は実質的に統一民法を指していると思われる。しかし宗教別家族法が政教分離主義の証として維持され、様々な改革も宗教別に行われてきた歴史を踏まえれば、この社説の結論は机上の空論との誹りを免れ得ない。統一民法を声高に要求してきたのがヒンドゥー・ナショナリスト勢力であるだけに、女性の権利保障や地位向上のために活動している人々や諸団体は統一民法を求める声をあげにくいのが現状である。

ムスリム女性（婚姻に関する諸権利保護）法は、少なくともそれ自体はムスリム女性の地位を向上させるものであり広く基本的人権の観点から歓迎されるべき法律である。ヒンドゥー・ナショナリスト的なムスリム攻撃立法との批判を打ち消すためには、同法の施行過程で恣意的な逮捕や離婚女性に不利に働く事例を出すことなく、トリプル・タラーク防止に有効に作用しているという実績が不可欠となろう。

II 市民権法の改正

1. 2019年市民権（改正）法の内容と成立の経緯

2019年市民権（改正）法〔The Citizenship (Amendment) Act〕は、1955年市民権法を改正し、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタンから2014年末までに入国した「不法移民」のうちムスリム以外は「不法移民」として扱わず難民とし、インド市民権獲得有資格者とすると規定した。

インドは国連難民条約（1951年難民の地位に関する条約および1967年難民の地位に関する議定書）に署名していないため、いわゆる難民も全て「不法移民」に分類されてきた。「不法移民」の実態を示す信頼に値する統計はないが、チベット難民、スリランカ難民などに加えて東パキスタン／バングラデシュ人が多数

(300 万人から 1500 万人と各種統計間で大きな乖離がある) インドに流入している。

第一次モディ政権が 2016 年に下院に提出した市民権 (改正) 法案は、①アフガニスタン、バングラデシュ、パキスタンから 2014 年末までに入国したヒンドゥー、シク教徒、仏教徒、ジャイナ教徒、パールシー、キリスト教徒を宗教的迫害から逃れてきた難民と見なす、②上記の人々に対してはインド市民権獲得の要件を緩和する、の 2 点を主眼としていた。同法案は廃案となったが、第二次モディ政権は 2019 年 12 月改めて改正法案を提出し、2019 年市民権 (改正) 法として成立させた。なお同法は、アッサムを中心とする北東諸州での反移民感情に配慮し、憲法第 6 附則が規定する地域および入域制限 Inner Line Permit 地域をその適用から除外した³。

インド市民権については、1955 年に市民権法が制定され市民権有資格者が規定されて以来、基本的に「不法移民」の市民権獲得を制限する方向で改正が行われてきた。この傾向は、アッサムを含む北東諸州における「不法移民」問題と密接に関連している。そこで次に、アッサム州における 2019 年改正法への反対運動とその背景を見てみよう。

2. 市民権 (改正) 法への反応—反「不法移民」の観点から

2019 年市民権 (改正) 法の前身である 2016 年改正法案が出された当初から、アッサム州では激しい反対運動が繰り広げられてきた。アッサム州は、州外からの移民や出稼ぎ労働者が多くバングラデシュなど国外からの「不法移民」も相当数居住しているため、「よそ者」への反感が常に渦巻いている。70 年代後半から 80 年代半ばに「不法移民」の追放を求める反外国人運動が激化し、対応を迫られたラジーヴ・ガンディー会議派連邦政府は、1985 年に運動指導者の間にアッサム協定を結んだ。同協定は、①1971 年 3 月 24 日以降アッサムに入った移民は送還する、②1966 年 1 月 1 日より前にアッサムに入った移民は合法化する、③1966 年 1 月 1 日から 1971 年 3 月 24 日にアッサムに入った移民は外国人として登録し選挙有権者名簿からは削除する、と取り決めた。

BJP は 1996 年以来、不法移民を「炙り出し、抹消し、追い返す」と公約してきた。1999 年に政権を樹立した BJP のヴァジパイ首相は、その公約の実行に向けて、2003 年市民権 (改正) 法を成立させた。改正の要点は、①「不法移民」を収監・送還対象としたこと、②登録あるいは帰化による市民権獲得について「不法移民」は無資格としたこと、③出生による市民権獲得について、両親あるいは片親が「不法移民」の場合は無資格としたこと、である。さらにこれらの要点を有効化するために、同法は、全インド市民を登録し国民証明証を発行することを連邦政府に義務付けた。全国市民登録 (National Register of Citizens、以下 NRC) を実施するためには、まずインド居住者を「正式なインド市民」と「それ以外」

とに区別しなくてはならない。そこで 2003 年市民権（市民登録および国民証明証発行）規則〔The Citizenship (Registration of Citizens and Issue of National Identity Cards) Rules〕が定められ、NRC の準備段階としてインド居住者を把握すべく全国住民登録（National Population Register、以下 NPR）が実施されることになった。

ちなみにアッサム協定を有効化するためには、アッサム居住者全員についてバングラデシュ移民か否か、移民であれば入国年月日はいつか特定する必要がある。しかし会議派政権はこの確定作業を実施しなかったため、アッサムの「不法移民」は野放し状態であった。それゆえ BJP による 2003 年の市民権法改正は、アッサム土着の人々にとっては歓迎すべきものであったといえよう。

「不法移民」取り締まりを切望してきたはずのアッサム州の人々が 2019 年の市民権法改正に激しく反発した理由は、①アッサム州の平野部には同法が適用され、その結果、1971 年でなく 2014 年までに入国した非ムスリム移民が「不法移民」と見なされなくなりアッサム協定に違反する、②非ムスリム移民にインド市民権獲得の途を拓いたことによりバングラデシュからの移民が今後さらに増加する恐れがある、③アッサム土着の人々の諸権利と文化が侵害される、という点である。つまり、宗教的属性を基準とする「不法移民」の選別は、アッサム州では反発の要因ではない。アッサム土着の人々は、「不法移民」をいかなる基準にせよ容認するような法律には断固反対しつつ、NPR および NRC の厳格な実施を求めている。

3. 市民権（改正）法への反応—^{キキョウラジズム}政教分離主義の観点から

アッサムなど北東諸州を除くインド全土での激しい批判の根拠は、2019 年市民権（改正）法が「不法移民」をインド国民として相応しいか否か判別する基準として宗教属性を採用し、ムスリム移民がインド市民権を獲得する途を閉ざした点にある。BJP は、イスラームを国教とする近隣諸国で迫害されている宗教マイノリティを難民として保護し安全を保障するという大義名分を掲げている。しかしそれならば、パキスタンのアフマディーヤ⁴やビルマのロヒンギャなど、深刻な迫害に晒されているムスリムも難民として受け入れてしかるべきであろう。

改正法には、「よそ者たるムスリム」を「ヒンドゥーの国インド」から排斥したいというヒンドゥー・ナショナリスト勢力の思惑が透けて見える。これまで BJP は、ヒンドゥー難民とムスリム移民を対比させ、前者を本質的にインド国民としつつ後者を不法侵入者として排斥するのを正当化するような発言を繰り返してきた。2014 年連邦下院選挙では、ヒンドゥー難民には故郷 natural home を提供すると公約し、2018 年にはアミット・シャー内相が「バングラからのムスリム侵入者はシロアリだ。駆除しなくてはならない」と発言している。改正法は、ヒンドゥーを筆頭とする非ムスリム移民はたとえ不法入国者・不法滞在者であってもイ

インド市民たり得るとしながら、ムスリム移民は「炙り出し、抹消し、追い返す」姿勢を鮮明にした。モディ首相はじめとする BJP 指導層は、「分離独立で取り残された母なるインドの子どもたちに安息の地を与えることにより歴史的不正を正すのだ」とその意義を強調している。つまり BJP は、インドはヒンドゥーの故郷でありムスリムの故郷ではないと表明したことになる。このように、同法がヒンドゥー・ナショナリスト的目的を持っていることは否定し難い。そのため抗議活動は、同法はムスリムへの偏見を助長し周縁的な地位に追いやるものであると批判し、憲法の政教分離原則に則り現在インドに居住する人すべてに宗教属性に関わりなく市民権を付与するよう求めている。

ただし 2019 年市民権（改正）法は、単体では即時に効力を発揮するわけではない。まず非ムスリム移民は「不法移民」と見なされなくなるだけで、市民権を獲得するためには申請が必要になる。その際には、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタンのいずれかから逃れてきたこと、2014 年 12 月末日までに入国したことを証明する必要が生じよう。しかし、難民を含む移民の多くが前居住地や入国時期を証明する書類など所持していないことは容易に想像しうる。したがって、彼ら彼女らが実際に市民権を申請する際には大きな混乱が起きることが予測される。

証拠書類の問題は、移民だけが直面する問題ではない。先祖代々インドに住み「インド国民」を自任する人々といえども、NRC が実施される過程で書類不備など様々な口実で「正式なインド市民」のリストから削除される恐れがある。その際、ムスリムが主な標的になる可能性を完全に否定することは難しい。そのため、市民権（改正）法の実際の影響は、NRC が実施されて初めて深刻な問題として現れることになるだろう。

おわりに

ムスリム女性（婚姻に関する諸権利保護）法、および市民権（改正）法は、それぞれ条文と制定理由だけをみれば、ヒンドゥー・ナショナリズム的法律であるとは断定し難い特徴を有している。前者については、ムスリム女性の人権保障と地位向上に一定の貢献を果たす可能性がある」と評価できる。しかしその施行後、ムスリム男性の恣意的な逮捕事例が発生する可能性を完全には排除できない。後者については、ムスリムを排斥する色彩がより濃いとはいえ、宗教的に迫害を受けた難民を保護するという大義名分がある。また、単体では即効力を発揮するものではなく、NRC が併せて実施されない限り、その負の影響は現れないであろう。したがって、これら二つの法律がヒンドゥー・ナショナリスト的目的と効力を有する法律であるか否かについては、その施行実態と併せて長期的視野にたって慎重に判断する必要がある。

¹ 例えば、牛保護活動が一層活発化し、牛肉を食べたと噂されたムスリムが暴行される事件が頻発した。2015年9月のムスリム暴行致死事件ではBJP党員の関与が疑われている。ウッタル・プラデーシュ州では、州政府の後押しで結成された牛保護隊なるものがムスリムの軽食屋台を営業妨害している。またBJPの母体である民族奉仕団がハリヤナ州でムスリム約200名を強制改宗させていた事例も報告されている。

² なおシャイラー・バーノーは、一夫多妻やハララの慣習も違憲であると訴えていたが、最高裁は言及を控えた。ハララとは、離婚が成立した夫婦が復縁する際に、女性が他の男性と結婚し離婚を成立させなくてはならないとする慣習である。これはコーラン第2章230項「それでもし（男が）彼女（自分の妻）を正式に（すなわち3度目に）離縁してしまった上は、女が他の男と結婚するまでは復縁させることは許されぬ。しかしその（第二の夫が）女を離縁した場合は、両人は、アッラーの掟に従っているという自信さえあるなら、また元に戻って（結婚し直して）も差し支えない」という章句を根拠とする。

³ 第6附則とは、インド憲法第10編「指定部族および部族地域」244条2項「部族地域への行政」への附則である。トライブ（丘陵少数民族）の土地と生活慣習を保護することを目的に一定の自治権を付与するもので、アッサム州、メガラヤ州、トリプラ州、ミゾラム州のトライブ居住地域をカバーする。入域制限地域とは、1873年ベンガル東部辺境規制で規定された地域を指す。同規制は、丘陵少数民族居住地域への入域を規制するもので、現在では規制地域外からインド人が入域するためには各州発行の許可証が必要となる（Inner Line Permit、ILPと呼ばれる）。2019年12月にナガランド州政府がディマプル県にもILPを適用すると宣言し、さらにマニプル州全域も適用地域となったため、アルナーチャル・プラデーシュ州、ナガランド州、マニプル州、ミゾラム州の全域がILP適用地域となった。ミゾラム州の南部3県は第6附則指定地域でもある。

⁴ 19世紀後半にパンジャブ州でイスラーム改革運動を起こしたミールザー・グラーム・アフマドの思想を信奉する人々で、スンナ派の分派を自称している。分離独立時にパキスタンに集団移住したが、教義の違いからパキスタン国内で迫害を受け1974年の憲法改正で非ムスリムとされ、84年にはムスリムとしての権利を剥奪された。

⁵ NRCは全国に先駆けてアッサム州で実施された。2019年8月31日に公表されたアッサム州NRC最新版では、約190万人の氏名が掲載されず市民権喪失の危機に晒された。また、その多くがヒンドゥー教徒であるというBJPにとって予想外かつ不都合な事態が発生した。2005年にも、オディシャ州政府が1551人のヒンドゥー教徒をバングラデシュの不法移民と特定して国外退去対象にする「事件」が起きている。従ってBJPによる市民権法改正は「不法移民」に少なからぬヒンドゥーが含まれていることへの危機感の表れでもあった。

執筆者紹介 志賀美和子（しが・みわこ）

専修大学文学部教授。

東京大学文学部東洋史学科卒業。同大学大学院人文社会系研究科アジア文化専攻博士課程修了。博士（文学）。専門はインド近現代史。主な著作は『近代インドのエリートと民衆 民族主義・共産主義・非バラモン主義の競合』（有志舎、2018年）、「インド社会変動とヒンドゥー・ナショナリズム」長崎暢子・堀本武功・近藤則夫編『現代インド3 深化するデモクラシー』（東京大学出版会、2015年）など。



文学作品から見る前近代のヒンドゥー・ムスリム関係
Hindu-Muslim Relationships
in the Premodern India through Literature

青山学院大学文学部史学科准教授

Associate Professor, Faculty of Letters, Aoyama Gakuin University

二宮文子

Ayako NINOMIYA

***Abstract:** In general explanations on the Hindu-Muslim relationships in the premodern India, Muslims tend to be described as the ruling class and Hindus as subjects, and both communities as a homogeneous group. Medieval Indian romantic literature written in Persian and various vernaculars is helpful to overcome this simplistic view. Hindu-Muslim romance poems such as Duval Rānī va Khizr Khān by Amīr Khusraw or Kāhnadade Prabandha by Padmanābha show that religion was not the sole or primary element to divide communities. Padmāvat is a sufi romance with a Rajput protagonist Ratansen. The author Muḥammad Jāyasī wrote the work in Awadhi language using motifs of Persian, Sanskrit, Nath Yoga literatures and oral traditions. Jāyasī's Padmāvat was the work produced in the multicultural environment of 16th century Awadh in which sufis, Rajputs, yogis and other communities created the rich local culture through mutual interactions. Unfortunately, recent Hindi film Padmāvat, allegedly based on Jāyasī's work, failed to convey that multicultural atmosphere.*

はじめに

一般に、前近代のヒンドゥー・ムスリム関係についての概説では、ムスリム＝支配者、ヒンドゥー＝被支配民という構図が前提とされ、特に君主の政策を取り上げて、異教徒に寛容なアクバル（ムガル帝国第3代皇帝）、異教徒を弾圧したアウラングゼーブ（同第6代皇帝）、といった説明がなされることが多い。デリー・サルタナトやムガル帝国の君主がムスリムであったことは事実だが、当時のムスリムの大半はヒンドゥーと同じく被支配民であり、前近代のヒンドゥー・ムスリム関係は権力者と被支配民という構図のみで説明できるものではない。また、前近代における宗派認識やその評価について、必ずしも現代の感覚を当てはめることはできない。例えば、アウラングゼーブの宗教的な厳格さは異教徒の反発を招

いたと考えられがちだが、ムガル帝国に仕えたヒンドゥー兵士が敬虔なアウラングゼーブを聖人のように描いている例もある。ヒンドゥー・ムスリム関係における支配・被支配の構図を相対化し、前近代の宗派認識を理解するために、本稿では、いわゆる歴史書ではなく、ロマンスを描く文学作品から見える前近代のインド社会の様子を紹介したい。

I. 文学作品の中のヒンドゥーとムスリムのロマンス

ヒンドゥーとムスリムの間のロマンス作品は、両者の関係を理解する格好の材料である。アミール・ホスロー（1325年没）作『デーワル・ラーニーとヒドゥル・ハーン』は、この系列の嚆矢と言える。このペルシア語作品は、1314年にスルタン・アラーウッディーンの子ヒドゥル・ハーンに依頼を受けて作成された。本作の原案はヒドゥル・ハーン自身がインド語（ヒンダヴィーと呼ばれる）で著した詩で、史実に基づく記録としても価値がある。デーワル・ラーニーはグジャラート王の娘であり、ヒドゥル・ハーンと結婚して寵愛を受けた。デーワル・ラーニーの母が1299年のグジャラート遠征の際に捕虜とされてアラーウッディーンの後宮に入り、その後グジャラート王との間の娘をデリーに呼び寄せたという。この作品の成立の経緯は、征服された側の人々（ヒンドゥー）が、ただ受け身で抑圧されるだけの存在ではなかったことを教えてくれる。

15-16世紀には、ヒンドゥーによる文学作品の中にも、ムスリムが関係するロマンスが見られるようになる。シュリーランガム寺院を始めとする、タミル地方やカルナータカ地方の幾つかの寺院にまつわるタミル語他のテキストには、略奪されてデリーに運ばれたヴィシュヌ神の像に恋をする「トルコ人」の王女の物語が見られ、実際に一部の寺院では今でも彼女が祀られているという。また、ラージャスタンの地方王朝に仕えたパドマナーバが地方語で著した『カーンニャダデー・プラバンダ』（1455年）では、スルタン・アラーウッディーンの子フルーザンがラージプートである主人公の息子ヴィーラマデーに恋をする。これらはフィクション色が強い作品だが、どちらの物語でもカップルは現世では結ばれない。これらの作品では、ヒロインであるムスリム女性の属性は宗教ではなく、「トルコ人」というエスニックな特徴で表現されている。当時のインドでは、宗教以外にも集団の間の様々な差異が認識されていたのであり、宗教は必ずしも人々を分かつ第一の要因ではなかった。

II. スーフィー・ロマンス『パドマーワト』と前近代のインド社会

1. スーフィー・ロマンス『パドマーワト』の概要

14世紀後半の北インドでは、スーフィズム（神秘主義）とロマンスを融合させた抒情詩（スーフィー・ロマンス）が、ペルシア語ではなく在地の諸言語で書かれ始めた。スーフィズムでは、修行者が神との合一を求める過程が、しばしば男女間の（時には同性同士の）恋愛として表現される。神を求める気持ちを恋愛と重ねるという構図はヒンドゥー教のバクティ（人格神への愛情を基にした絶対的帰依）とも共通するものであり、インドの幅広い人々に受け入れられやすかったと考えられる。中でも、ジャーイス（現 UP 州）で活動したスーフィー詩人マリク・ムハンマド・ジャーヤスィー（1542年以降没）がアワド語で著した『パドマーワト』は特によく知られ、現代まで親しまれている作品である。

ジャーヤスィー作『パドマーワト』（1540-1年成立）は二部構成となっている。第一部では、ラージャスタンのチットール城の王である主人公ラタンセーンが、南方のシンガラ国の王女パドマーワティーが飼っていた鸚鵡（オウム）ヒーラーマンに導かれ、多くの従者を連れてシンガラ国に向かう。修行者に身をやつしたラタンセーンは、シヴァ神とパールバティー神の導きにも助けられてパドマーワティーとの結婚を許される。その後、ラタンセーンはパドマーワティーを連れてチットールに戻る途上で海難に逢い、従者たちは命を失うが、ラタンセーンは海神の試練を乗り越えてパドマーワティーとともにチットールに戻る。

第二部では、ラタンセーンは、彼を呼び戻した妻ナーグマティーとパドマーワティーの間の確執に悩まされる。また、チットールを追放されたバラモンのチェータンがデリーのスルタン・アラウッディーンに近づき、パドマーワティーの美しさを説いてチットール遠征に向かわせる。攻城戦の末、ラタンセーンはアラウッディーンによってデリーに拉致される。王が不在になった隙を見て隣国の王デーヴパールがパドマーワティーに近づくが、拒否されて彼女を侮辱する。家臣に救出されたラタンセーンはそれを知り、デーヴパールと一騎討ちを行なって両者とも命を落とす。アラウッディーンが再度チットールに迫る中、夫の死を知ったナーグマティーとパドマーワティーはジャウハル（女性が敵の手に落ちるのを防ぐための焼身自殺）を行う。全てが燃え尽きた後のチットールを見たアラウッディーンの嘆きで物語は幕を閉じる。

この物語を神秘主義的な解釈に沿って読む場合、ラタンセーンは修行者、パドマーワティーは修行者が求める真理の象徴となる。修行者は導き手（ヒーラーマン）に従い真理を求める道に入り、仲間たちが脱落するほどの苦難に満ちた修行の末に真理を手に入れる。真理を獲得した後に通常の社会生活に戻った修行者は、現世のしがらみ（ナーグマティー）と真理との板挟みに悩み、真理を脅かす敵や現世的欲望（アラウッディーンやデーヴパール）と戦う。ナーグマティーとパドマーワティーが最後に行うジャウハルは、真理の中に自我を滅却する神秘的合一（ファナー）の象徴であり、それは真理を守る戦いにおいて自らを犠牲にした修行者が到達できる境地である。

2. 『パドマーワト』と前近代のインド社会

『パドマーワト』には、ペルシア語文学だけではなく、サンスクリット文学や在地の伝承に見られるモチーフやシンボリズムがふんだんに用いられている。南方の王女と北方の王の結婚や、南方に向かう道中の船旅は古くから様々なインド文学で見られ、修行者に身をやつす王はヨーガ文献、ラタンセーンの旅や一騎打ちは大ラジプート戦士を主人公とした英雄譚と共通するモチーフである。美女を求めて城を攻めるアラウッディーンや、彼をそそのかす裏切り者チェータンは同時代のラジプート文学にも登場しており、当時の北インドの中で共有されたキャラクターであった。なお、アラウッディーンによるチットール征服（1303年）は史実だが、同時代史料にはパドマーワティーは見られず、チットールでジャウハルが行われたという記録もない（他の場所でのジャウハルはアミール・ホスローが記録している）。ジャーヤスィーのインスピレーションの直接の源は、史実というより、彼の生きた時代の出来事と、当時アワド地方で流通していた文学作品や伝承であったと考えられる。

『パドマーワト』の主人公は、作者ジャーヤスィーと同じムスリムではなく、ヒンドゥー（ラジプート）である。ジャーヤスィーは中央アジア出身のスーフィー聖者アシュラフ・ジャハーンギールの廟に仕えており、この廟はラジプートを含む在地の有力者から崇敬を集めていた。ジャーヤスィーは、聖者廟や彼自身の文学活動のパトロンである在地有力者の文化的嗜好を踏まえて、地元で流通していた様々な素材を利用し、ヒンドゥーの戦士階層であるラジプートを主人公とするロマンスであり、なおかつ自らの文化背景であるスーフィズムの価値観からも読み込める物語を在地の言語で作り上げた。つまり、『パドマーワト』成立の背景には、ラジプート戦士の英雄譚とスーフィズムの真理探究の物語の両方を理解し、その重層性を味わうことができる鑑賞者の存在がある。この作品は、スーフィー、ラジプート、ヨーガ行者など、宗教を含め多様な社会的・文化的背景を持つ人々の交流を通して地域文化が形成され共有されていた16世紀のアワド社会のあり方を伝えているのである。

III. 現代インドの『パドマーワト』

ジャーヤスィー作『パドマーワト』はインドの広い地域で鑑賞され、ペルシア語やウルドゥー語、ベンガル語などで翻案が生み出されてきた。最後に、ジャーヤスィー作『パドマーワト』の近年の翻案であるヒンディー語映画『パドマーワト』（2018年、バンサーリー監督）と「原作」を比較して、現在のインドにおける、過去のヒンドゥー・ムスリム関係の描写の一例を見ておきたい。

映画『パドマーワト』には、ジャーヤスィー版『パドマーワト』の第一部分ほとんど取り入れられていない。その他、ジャーヤスィー版との主な違いとして、ヒーラーマンが登場しない点、ナグマティーが何者か分からない程度の描写しかされていない点、ラタンセーン救出にパドマーワティーが同行している点、デーヴパールが登場せずラタンセーンはアラウッディーンとの一騎打ちで死亡する点などが挙げられる。全体として、ラタンセーン（＝ヒンドゥー）側の描写においては、ラタンセーンとパドマーワティーのロマンティックな関係により重点が置かれていると言えよう。一方、アラウッディーン（＝ムスリム）側については、寵臣マリク・カーフル（映画では触れられていないが、実在のマリク・カーフルはムスリムに改宗したヒンドゥーである）や王妃メヘルニサー（史料では「世界の女王」を意味するマリカ・ジャハーンという称号で呼ばれている）などジャーヤスィー版には登場しない人物やエピソードが追加され、厚みが与えられている。追加されている登場人物名は実在の人物に基づくものが多く、その意味では史実らしい要素を取り入れているとも言える。このような描写の重みや登場人物の調整の結果、映画『パドマーワト』ではロマンスと神秘主義的解釈との重層性が失われ、ラタンセーン側を善、アラウッディーン側を悪とする対立の構図がはっきりと目立つようになっている（実際、映画のラストでジャウハルに向かうパドマーワティーはそのように取れる演説を行う）。

ジャーヤスィー版『パドマーワト』と映画『パドマーワト』はともに、歴史を下敷きにしたフィクションである。しかし、多様な文化シンボルを駆使するジャーヤスィー版が浮かび上がらせる 16 世紀アワドの諸集団の関係に比べると、善悪の対立とラージプート文化の無批判な称揚を前面に押し出す映画が示唆するヒンドゥー・ムスリム関係はいささか単純に過ぎるという印象は免れない。インド史上最大の制作費を用いた映画『パドマーワト』の美しい映像は高い評価を得たが、その美しさは、豊かなインド文化を生み出した前近代の社会の複雑さに対する現代人のイマジネーションの不足を浮き彫りにしているようにも思われる。

おわりに

前近代インドの文学作品・文学史については、近年アメリカを中心に研究が進められている。また、史料に見られる他者認識を分析する研究も盛んになっており、今後さらに多様なヒンドゥー・ムスリム関係の実態が明らかにされることが見込まれる。

参考文献

喬美瑩 (2017) 「ジャーヤスィー作『パドマーワト』賛美の章」『印度民俗研究』16、57-75 頁。

Bedner, Michael Boris (2014) The Content and the Form in Amīr Khusraw's *Duval Rānī va Khizr Khān*. *Journal of Royal Asiatic Society* Series 3, 24-1, pp. 17-35.

Behl, Aditya (2012) *Love's Subtle Magic: An Indian Islamic Literary Tradition, 1379-1545*. Oxford University Press.

Davis, H. Richard (2004) A Muslim Princess in the Temples of Viṣṇu. *International Journal of Hindu Studies* 8, pp. 137-156.

De Bruijn, Thomas (2012) *Ruby in the Dust: Poetry and History in Padmāvat by the South Asian Sufi Poet Muḥammad Jāyasī*. Leiden University Press.

Sreenivasan, Ramya. (2002) Alauddin Khalji Remembered: Conquest, Gender and Community in Medieval Rajput Narratives. *Studies in History* 18-2, pp. 275-296.

Truschke, Audrey (2017) *Aurangzeb: The Man and the Myth*. Penguin.

執筆者紹介 二宮文子（にのみや・あやこ）

青山学院大学文学部史学科准教授。

京都大学文学研究科歴史文化学系西南アジア史学専修単位取得退学。博士(文学)。

2013年より現職。専門は前近代南アジア史、インド・イスラーム。